

大雪山国立公園内スノーモビル等の乗入れ規制調整会議（平成 29 年度）議事概要

1. 日時 平成 29 年 12 月 13 日（水）11:00～12:00

2. 場所 上川総合振興局 4 階展望会議室

※当日出席者変更：

- ・上川中部森林管理署 渡部総括森林整備官から菅次長に変更。
- ・上富良野町 石川主査が欠席。

（１）平成 28 年度シーズンにおけるスノーモビル等乗入れ規制対策実施結果について

○環境省上川自然保護官事務所から、資料 1～4 に沿って説明した。

（２）平成 29 年度シーズンの対策について

○環境省上川自然保護官事務所から、資料 5～7 について説明した。これを踏まえ、本年度、環境省では、関係機関、団体の協力を得つつ、資料 6 「平成 29 年度大雪山国立公園内におけるスノーモビル等の乗入れ規制普及啓発活動実施要領」のとおり取組を実施することとした。

（３）その他

（環境省上川自然保護官事務所）

○近年のスノーモビル利用の動向について、情報があれば教えていただきたい。

（日本スノーモビル安全普及協会 北海道地方本部）

○全国のスノーモビル出荷台数は減少しており、最高時は 2,000 余台あった出荷も昨年は 800 台ほどで、そのうち北海道での出荷は 400 台前後かと思われる。

○出荷されるスポーツ系スノーモビルのほとんどが輸入品になっている。国内で生産しているヤマハ発動機(株)の製品を一部国内に販売しているヤマハ発動機販売(株)では、業務用モデルを販売しておりスポーツ系のスノーモビルに付いては取扱っていない。出荷台数が減った理由として昨今、輸入品が値上がりしていて、手が届きにくくなっている。

○正確には不明だが、感触としては 7 割くらいがレジャー目的で購入されると思う。また、業務用については、一定数が購入され続け、変化はない傾向。

○実態を把握することは難しいが、中古車の販売もある。

（環境省上川自然保護官事務所）

○国有林及び道有林での取組があれば、ご紹介いただきたい。

（上川総合振興局南部森林室）

- スノーモビルの監視活動は予定していないが、業務で現場に行く際は、スノーモビルを注視していきたい。

（上川中部森林管理署）

- 国有林内へのスノーモビルの乗入れは原則として認めていない。収穫調査等の際にスノーモビルを用いているので乗入れ可能と誤解のないようにしたい。
- 個別のスノーモビルの監視活動は予定していないが、業務で現場に行く際は、スノーモビルを注視していきたい。

（上川南部森林管理署）

- 上川中部森林管理署の対応と同様。

（大雪地区自然公園指導員連絡協議会・富良野山岳会）

- 落合岳やトマムなど、国立公園外での愛好者が増えているような感じを受ける。
- 布礼別から原始が原に至る道路の監視も行うのか。

（環境省上川自然保護官事務所）

- スノーモビルについては、乗入れ可能な区域で、土地所有者の了解のもと、適切に楽しむのは良いこと。利用できる場所とできない場所の棲み分けが進むのはよい。
- 布礼別から原始が原に至る道路については、環境省が発注するスノーモビルの監視業務に含めて行いたいと考えている。

（上川山岳会）

- 公園区域外だが浮島峠の駐車場にスノーモビルの駐車台数が多い。

（日本スノーモビル安全普及協会 北海道地方本部）

- 監視カメラで撮影された、資料4、19 ページの写真2-1については、オートバイを改造してスキーを取りつけたものなので、スノーモビル協会ではこれをスノーモビルとは見なしていない。改造費用は120～130万円くらいか。